

花き輸出体制構築支援事業
(輸出開始に係る海外事業者との継続的取引の実現に向けた調整)
に係る業務委託仕様書(案)

本業務仕様書は「花き輸出体制構築支援事業に係る業務」を委託するに当たり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

※本仕様書上で使用する次の語句は以下のような意味として取り扱う。

花き産地 : 花きの生産を行う生産者及びその集まりであり、JA等の生産部会や生産者団体、農業法人等

1 目的

戦略的に輸出に取り組もうとする花き産地が海外での継続的な取引実現を図るため、市場開拓を行うことを目的とする。

また、花き輸出の実態等について戦略的な輸出を検討する花き産地に対して専門的な助言を行うことで、産地の適切な輸出体制の整備や海外へのPR等の実施を図る。

2 業務内容

(1) 県産花きの海外での市場開拓に向けた調整

ア 内容

県内花き産地が海外で継続的に取引できるよう、県産花きを取り扱う可能性のある海外の販売事業者や輸入事業者等に対して、花き産地の花材の販売戦略を含めた取扱いの提案及び実施に係る調整を行う。

イ 対象産地

戦略的な輸出を開始する花き産地1産地以上とし、対象産地については県と協議して決定する。

ウ 対象海外事業者

海外の販売事業者、輸入事業者等1産地につき1事業者以上とし、対象事業者については県と協議して決定する。

エ 時期・期限

令和8年1月末までに実施する。

(2) 戦略的な輸出の実施検討支援

ア 内容

県内花き産地の輸出の実施検討等の場において、専門的な立場から助言を行う。

※受託事業者は、公平な視点から助言に当たらなければならない。

イ 対象産地及び回数

輸出に興味を示す県内花き産地、輸出実施を検討する県内花き産地及び輸出に取り組む県内花き産地等2産地以上とし、のべ5回以上実施する。なお、対象産地については県と協議して決定する。

ウ 時期・期限

令和8年1月末までに実施する。

(3) 業務報告書の作成

2(1)～(2)の実施内容についてとりまとめた業務報告書を作成する。なお、業務報告書には、本県の花き輸出における課題を抽出、整理した内容を記載することとする。

(4) 工程表の提出

業務着手後、2週間以内に、業務の工程を詳細に記載した工程表を提出する。

(5) 実施状況の報告

業務進行に関わる打合せ及び進捗状況報告を月1回行うこととする。受託者は進捗状況が分かる資料、工程表等を提出した上で説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出する。

3 提出書類

受託者は、委託業務契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を県園芸課の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別紙様式1）
- (2) 委託業務完了届（別紙様式2）
- (3) 委託料請求書（別紙様式3）
- (4) 総括責任者届（別紙様式4）
- (5) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（別紙様式5）
- (6) その他県園芸課が必要と判断したもの。

4 成果品の納入

本業務で取りまとめた業務報告書について、以下のとおり令和8年2月27日（金）までに納品する。

- (1) 業務報告書（A4判で作成、データを印刷したもの。） 2部
- (2) 電子媒体（一太郎、Microsoft Word、Excel 又はPowerPoint 形式及びこれらをPDF形式に変換し、CD-R等に保存したもの。） 2部

5 個人情報の取得・保護・管理

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損出を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関する全ての権利は県に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

6 その他

- (1) 受託者がやむをえない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県園芸課と協議し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び業務遂行する上で疑義が生じた事

項については、県園芸課と協議しなければならない。